第八条第一項の表を次のように改める。

候補者数	金額
十四人未満	四一円
十四人以上二十七人未満	五九
二十七人以上	八九

第八条第二項中「四十七円」を「四十八円」に改め、同項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	一二七円
百人以上百五人未満	一八四
百五人以上百十人未満	二三二
百十人以上二百人未満	二八一
二百人以上二百五人未満	三二七
二百五人以上三百人未満	三七五
三百人以上	四二三

第八条第三項の表を次のように改める。

候補者数	金額
百人未満	六四円
百人以上百五人未満	九三
百五人以上二百人未満	一一六
二百人以上二百五十人未満	一四一
二百五十人以上三百人未満	一六四
三百人以上三百五十人未満	一八八
三百五十人以上	二一二

第八条第六項の表を次のように改める。

衆議院名簿届出政党等の数	金額
十四未満	四一円
十四以上十七未満	五九
十七以上	八九

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時	金額
平日　昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	九、〇九〇円
平日　夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二五、六七五
休日	二六、九九二

第九条第二項中「一万六千二百三十六円」を「一万六千四百七十六円」に、「一万七千七百九十三円」を「一万七千七百九十三円」に改め、同条第六項中「四百十円」を「四百二十三円」に改め、同項ただし書中「八百二十円」を「八百四十六円」に、「七百二十二円」を「七百四十四円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県 選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、九四九、一六二円	一三、七一七、四一二円
都道府県 選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、七七二、一九五	一六、五五九、六八一
都道府県 選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二五、三七七、一二二	一九、三〇四、二六四
都道府県 選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、九五〇、一八八	二一、一三一、一四五
都道府県 選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三一、八五八、七六九	二四、一五七、一五五
都道府県 選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三七、三八〇、三四六	二八、四四六、二〇四
都道府県 選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四五、一八八、五六一	三四、九六〇、三六〇
都道府県 選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四九、四七四、〇四三	三八、二三五、八九六
都道府県 選挙人の数が三百万人以上のもの	七三、六二八、八五八	五五、四八八、七六〇
都道府県の支庁又は地方事務所	四、八六九、四四二	三、八二八、二九七
認定出先機関	二、五七八、一一二	二、〇二九、四二三
大都市	一〇、三六二、五二一	八、三四七、五九八
区 選挙人の数が五万人未満のもの	六、二二〇、〇六六	五、三七八、二八三
区 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	七、五二三、五六六	六、六八一、七八三
区 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、二六八、九一〇	八、四二七、一二七
区 選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、三四七、九六二	一〇、五〇六、一七九
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	四、二九一、九五九	三、八三七、五一七
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	六、六四九、六四四	五、九九二、八三三
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、五六一、三七九	八、六九九、二一二
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。） 選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、九一三、四八八	一〇、九五四、八三七